

裁判所における環境配慮の方針

平成16年11月10日

最高裁判所事務総局経理局長

1 はじめに

政府は、持続可能な社会を構築するため、21世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにする「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」(以下「環境基本計画」という。)を平成12年12月22日に閣議決定しました。

この環境基本計画においては、「関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにする」とこととされています。

この度、政府から裁判所に対しても協力要請があったことから、環境基本計画の趣旨を踏まえ、最高裁判所も国の官署として、以下のとおり裁判所における環境配慮の方針を明らかにし、取組の推進を図ります。

2 環境配慮の方針

(1) 基本的な方針

最高裁判所は、政府の環境基本計画を踏まえ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築等に資するため、環境に配慮した施策への取組を推進します。

(2) 具体的な取組

通常の経済活動の主体として環境に及ぼす影響を低減するため以下の具体的な取組を実施するなど、(1)の基本的な方針を実現するための施策に取り組めます。

ア 平成17年3月までに一般公用車の低公害車導入率を100%にするなど、環境への負荷の少ない製品の使用に向けた取組

イ 物品の調達等に当たって、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、環境に及ぼす影響が少ない製品等を選択する取組

ウ 省電力の励行、冷暖房の適正な温度設定等により、電気使用量及び燃料使用量を低減させ、エネルギー使用を抑制する取組

併せて、節水の励行により、水道使用量を抑制する取組

エ 資料作成の簡素化、合理化などを通じて用紙の使用量を削減するとともに、耐久性の高い物品の購入などにより資源利用と廃棄物発生を抑制し、

かつ、廃棄物の分別・再利用の徹底に努めるなど、資源の再利用に向けた取組

(3) 環境配慮の方針の推進体制

以上の環境配慮の方針を推進するため、最高裁判所に最高裁判所環境配慮の方針推進委員会を設置します。

最高裁判所環境配慮の方針推進委員会の設置について

1 趣旨・目的

裁判所における環境配慮の方針を踏まえて、その推進を図るため、最高裁判所環境配慮の方針推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会の構成

(1) 推進委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長 最高裁判所事務総局経理局長

委員 最高裁判所総務局第一課長

最高裁判所人事局給与課長

最高裁判所経理局総務課長

最高裁判所経理局参事官

(2) 委員長は、必要に応じ(1)に掲げる者以外の者を推進委員会に出席させることができる。

(3) 委員長は、推進委員会への出席に支障があるときは、委員の中から委員長の職務を代行するものを指名し、その職務を行わせることができる。

(4) 委員は、推進委員会への出席に支障があるときは、代理の者を指名し、その職務を行わせることができる。

(5) 推進委員会は、委員長が招集する。

3 推進委員会の職務

(1) 推進委員会は、必要に応じ裁判所における環境配慮の方針についての改定等を行う。

(2) 推進委員会は、裁判所における環境配慮の方針について毎年点検を行い、その推進のために必要な事項について審議する。

4 その他

(1) 裁判所における環境配慮の方針に関する事項は、公表する。

(2) 推進委員会の庶務は、最高裁判所経理局用度課において処理する。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は委員長がこれを定める。